

平成20年1月23日訓令第1号

○広報しずくいし広告掲載取扱要領

平成20年1月23日訓令第1号

町長部局

改正

平成26年2月20日訓令第2号

広報しずくいし広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、雫石町が発行する「広報しずくいし」（以下「広報紙」という。）に広告を掲載することに関し、雫石町広告掲載要綱（平成20年雫石町告示第3号。以下「要綱」という。）及び雫石町広告掲載基準（平成20年雫石町告示第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第2 広報紙に広告を掲載しようとする者は、要綱第5に規定する広告掲載申込書及び関係資料等を、掲載を希望する広報紙の発行日の1月前までに町長に提出するものとする。

(仕様等)

第3 広報紙に掲載する広告の仕様等は、次のとおりとする。

- (1) 広告枠1つの規格は、縦55mm、横88mmとする。
- (2) 前号に規定する広告枠の規格は、広報紙1ページの編集範囲内において、縦55mm、横178mmを限度として使用することができるものとする。ただし、この場合において、前号に規定する広告枠2つ分として換算するものとする。
- (3) 広報紙に掲載する広告枠の数は、原則として次に掲げるとおりとする。
 - ア 毎月10日付け号（本号） 8枠以内
 - イ 毎月25日付け号（お知らせ版） 4枠以内
- (4) 広告枠の掲載位置は、町長が定める。
- (5) 広報紙の発行日は毎月10日及び25日とし、世帯への配布開始日は、それぞれ原則として毎月第2及び第4木曜日とする。
- (6) 広報紙の発行部数は5,800部とし、その内約5,600部を町内の世帯に配布する。
- (7) 広告版下原稿は、雫石町が使用する広報紙編集機器に対応するもので、次に定めるとおりとする。

ア 広告版下原稿は、デジタルデータによる完全データ入稿とし、ファイル形式はE P S又はJ P E G形式とする。

イ 解像度は、350 p i x e l / i n c h以上、600 p i x e l / i n c h以下とする。

ウ 画像の大きさは、縦55mm、横88mm以上とする。

(8) 広告の刷り色は墨1色(グレースケール)とする。

(広告取扱業者の募集)

第4 広告取扱業者として当該業務の請負を希望する者は、町長が指定する日までに広告取扱希望申請書(別記様式)を提出しなければならない。

2 町長は、前項の広告取扱希望申請書を受理したときは、要綱第11に規定する資格要件を審査の上、資格要件を備えていると認められるものに対し、見積り依頼書を送付するものとする。

(入稿)

第5 要綱第13の規定による広告の原稿は、広報紙の発行日14日前までに町長に提出するものとする。

(校正)

第6 広報紙に掲載する広告の校正は、1回とし、広告主又は広告取扱業者が行うものとする。

(広告掲載の確認)

第7 広報紙において、要綱第14第1項に規定する広告を掲載したときとは、広報紙を行政区長に送達したときとする。

(広告の料金)

第8 広報紙の広告掲載料金(以下「広告料金」という。)は、要綱第10第1項第1号の規定により広告主と直接契約する場合にあっては、1枠当たり1回につき5,000円に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とし、同項第2号の規定により広告取扱業者と契約する場合にあっては、その契約額とする。

2 前項の広告料金の納期は、要綱第10第1項第1号の規定により広告主と直接契約する場合にあっては要綱第14第3項に規定する確認書に記載する確認日から起算して30日以内とし、要綱第10第1項第2号の規定により広告取扱業者と契約する場合にあっては、その契約書によるものとする。

3 広告料金の納入方法は、町長が定めるところによるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成26年2月20日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第4関係）